

地方交付税総額の確保について

平成 25 年 11 月
全国市長会

平成 25 年度の地方交付税総額は、17 兆 624 億円（普通交付税 94%、特別交付税 6%）で、そのうち法定率分は 11 兆 2,304 億円（66%）に過ぎない。不足分は、一般会計特例加算や別枠加算などで補てんされている。本来は、法定率の引上げ等により対処すべきもの。

○地方交付税の別枠加算の推移

（単位：億円）

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 （概算要求時）
10,000	14,850	10,500	10,500	9,900	9,500

※平成 25 年度地方財政計画の歳出特別枠は、1 兆 4,950 億円

『地方交付税については、都市自治体が直面している医療、介護、子育て等社会保障などの経常的行政サービスや、道路・橋梁、学校等の改修費用などの増大、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う都市自治体の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、歳出特別枠及び別枠加算を堅持したうえで、必要な地方交付税総額を確保すること。』

（「平成26年度 都市税財政に関する意見」平成25年11月 全国市長会）

※地方交付税の性格

国税五税の一定割合^(注)とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方固有の財源である。

(注)所得税・酒税の 32%、法人税の 34%、消費税の 29.5%、たばこ税の 25%